

庁議における審議要旨

日時

令和8年3月25日 午後1時30分～午後2時25分

場所

庁議室

出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

付議案件

- 1 木造住宅密集地域の改善に向けた防災街づくり事業の実績と充実させる取組について
- 2 荒川区特別区税条例の一部改正について
- 3 エアコン設置緊急支援事業の実施について
- 4 DX推進に向けた取組について

審議の要旨

- 1 木造住宅密集地域の改善に向けた防災街づくり事業の実績と充実させる取組について
住まい街づくり課長から資料に基づき説明があり、了承。
(主な意見・質疑)
○高齢者向けの防災街づくり事業については、福祉部と密接に情報共有と連携を図りながら事業の周知をしていく必要がある。
- 2 荒川区特別区税条例の一部改正について
税務課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 3 エアコン設置緊急支援事業の実施について
地域共生推進担当課長から資料に基づき説明があり、了承。
(主な意見・質疑)
○今回のエアコン設置の補助は、居住する住宅に1台もエアコンが無い又は故障して使用できない世帯が対象となるが、その確認を適切に行うとともに、家の構造によりエアコンを設置できない場合等も含め、トラブルのないように十分配慮する必要がある。
- 4 DX推進に向けた取組について
企画担当課長・デジタル推進課長から資料に基づき説明があり、了承。
(主な意見・質疑)
○現在、区では、高度なデジタルスキルを持つ人材を雇用して業務の効率化や見直しを図る取組を行っているところであり、効果が出ていることから、各所管でさらに積極的に活用していく必要がある。

配付資料

- 1 木造住宅密集地域の改善に向けた防災街づくり事業の実績と充実させる取組について
- 2 荒川区特別区税条例の一部改正について
- 3 エアコン設置緊急支援事業の実施について
- 4 DX推進に向けた取組について

庁議付議予定案件
(令和8年3月25日 午後 1時30分～)

1 木造住宅密集地域の改善に向けた防災街づくり事業の実績と充実させる取組について

(説明者 住まい街づくり課長)

2 荒川区特別区税条例の一部改正について

(説明者 税務課長)

3 エアコン設置緊急支援事業の実施について

(説明者 地域共生推進担当課長)

4 DX推進に向けた取組について

(説明者 企画担当課長・デジタル推進課長)

○ 今後の庁議日程

4月 2日(木) 午後 1時30分～ ※臨時開催予定

4月14日(火) 午後 4時00分～

木造住宅密集地域の改善に向けた防災街づくり事業の実績及び今後充実させる取組について

内 容	<p>1 概要 防災上の危険度の高い木造住宅密集地域の改善に向けた防災街づくり事業のこれまでの成果及び令和8年度から充実させる取組について報告する。</p> <p>2 これまでの成果（令和7年度末の実績）</p> <p>(1) 不燃化特区及び密集事業</p> <p>ア) 不燃領域率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">地区名 (面積)</td> <td style="width: 40%;">荒川・南千住 (123.4ha)</td> <td style="width: 40%;">町屋・尾久 (242.2ha)</td> </tr> <tr> <td>令和7年度末 (指定当初から)</td> <td>68.1% (3.5ポイントUP)</td> <td>66.2% (9.4ポイントUP)</td> </tr> <tr> <td>指定当初 (指定年月)</td> <td>64.5% (R3.4)</td> <td>56.8% (H26.4)</td> </tr> </table> <p>イ) 老朽木造建築物等の除却・建替助成制度 ・建替助成／除却助成／寄附除却 644棟／921棟／53棟</p> <p>ウ) 防災スポット等のオープンスペースの確保 ・新設取得 32か所（各防災スポット等） ・拡張取得 13か所（荒川二丁目公園等） ・整備予定 6か所（(仮称)町屋四丁目東防災スポット等）</p> <p>(2) 耐震化推進事業</p> <p>ア) 木造 ・耐震補強補助／建替補助／除却補助 40棟／331棟／95棟 ・防災ベッド設置補助／耐震シェルター設置補助 7件／2件</p> <p>イ) 非木造 ・耐震補強補助／建替補助 6棟／8棟</p> <p>ウ) 緊急輸送道路沿道建物 ・特定緊急輸送道路 耐震補強補助／建替補助／除却補助 11棟／2棟／2棟 ・一般緊急輸送道路 耐震補強補助／建替補助 1棟／4棟</p> <p>(3) 危険なブロック塀等対策事業 危険なブロック塀等の箇所数推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：箇所)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ランク</th> <th style="width: 10%;">R2 第2回調査</th> <th style="width: 10%;">R3</th> <th style="width: 10%;">R4</th> <th style="width: 10%;">R5</th> <th style="width: 10%;">R6</th> <th style="width: 10%;">R7</th> <th style="width: 15%;">減少数 (R2→R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D：危険である</td> <td>92</td> <td>80</td> <td>76</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>63</td> <td>▲29</td> </tr> <tr> <td>C：注意を要する</td> <td>1,036</td> <td>920</td> <td>853</td> <td>783</td> <td>727</td> <td>693</td> <td>▲343</td> </tr> <tr> <td>B：一応安全である</td> <td>450</td> <td colspan="6" rowspan="3" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">R3からは、危険なブロック塀等の状況について毎年調査を実施</td> </tr> <tr> <td>A：安全である</td> <td>1,989</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,567</td> </tr> </tbody> </table>	地区名 (面積)	荒川・南千住 (123.4ha)	町屋・尾久 (242.2ha)	令和7年度末 (指定当初から)	68.1% (3.5ポイントUP)	66.2% (9.4ポイントUP)	指定当初 (指定年月)	64.5% (R3.4)	56.8% (H26.4)	ランク	R2 第2回調査	R3	R4	R5	R6	R7	減少数 (R2→R7)	D：危険である	92	80	76	74	69	63	▲29	C：注意を要する	1,036	920	853	783	727	693	▲343	B：一応安全である	450	R3からは、危険なブロック塀等の状況について毎年調査を実施						A：安全である	1,989	計	3,567
地区名 (面積)	荒川・南千住 (123.4ha)	町屋・尾久 (242.2ha)																																												
令和7年度末 (指定当初から)	68.1% (3.5ポイントUP)	66.2% (9.4ポイントUP)																																												
指定当初 (指定年月)	64.5% (R3.4)	56.8% (H26.4)																																												
ランク	R2 第2回調査	R3	R4	R5	R6	R7	減少数 (R2→R7)																																							
D：危険である	92	80	76	74	69	63	▲29																																							
C：注意を要する	1,036	920	853	783	727	693	▲343																																							
B：一応安全である	450	R3からは、危険なブロック塀等の状況について毎年調査を実施																																												
A：安全である	1,989																																													
計	3,567																																													

(4) 空き家対策事業
ア) 空き家の老朽度ランク別棟数の推移

(単位：棟)

老朽度ランク	H27年度 実態調査	R4年度 実態調査	R7年度末 見込み	増減
C：速やかに除却すべき 著しく危険な空き家	42	26	8	▲18
B：除却すべき 危険な空き家	137	167	116	▲51
A：予防保全を講じるべき 空き家	792	1,137	818	▲319
計	971	1,330	942	▲388

- イ) 老朽空家等の除却助成制度
・老朽空家除却助成／危険老朽空家除却助成 231棟／24棟
- ウ) 特定空家等への認定等
・特定空家等の認定 5棟、除却件数 4棟
・管理不全空家等の認定 8棟、除却件数 1棟

(5) マンション防災対策の推進

- ・令和7年度から分譲マンション防災対策支援制度（防災対策工事費及び防災資器材・共同備蓄品の購入費助成）を開始

年度	防災対策工事	防災資器材配備	共同備蓄品配備
R7	1件	9件	13件

- ・令和8年1月「マンション通信」創刊号を発行し、751管理組合に送付

(6) 主要生活道路の整備

- ア) 測量進捗率71.8% 用地取得率44.9%
(新規路線：尾久東部地区1号線・2号線・3号線を除く)
- イ) 契約件数 244件 (約3,119㎡)
- ウ) 従前居住者用住宅の提供
町屋五丁目住宅 20戸
荒川二丁目住宅 16戸

(7) 無電柱化の推進

- ア) 整備済
・ゆいの森周辺道路 (平成27年度)
・荒川総合スポーツセンター周辺道路 (令和5年度)
・第二峡田小学校北側道路 (令和6年度)
- イ) 整備中
・荒川遊園通り (令和8年度未完了予定)

(8) 地区計画の導入検討

- 荒川一・三・南千住一・五丁目地区における地区計画の導入を検討
- ・令和3年度 不燃化特区の指定
・令和7年度 密集事業区域の拡大、防災まちづくり協議会を設立

内 容
(続 き)

3 令和8年度から充実させる取組

これまでの事業を引き続き実施してくとともに、以下の事業について、充実させて取り組んでいく。

(1) 不燃化特区制度の延伸及び助成の拡充・充実

- ・ 町屋・尾久地区及び荒川・南千住地区において、令和12年度まで不燃化特区制度を延伸する。
- ・ これまでの不燃化特区制度による老朽化した建物の除却や不燃化建築物への建替え支援に加え、親世帯（70歳以上の者を含む世帯）と子世帯等の多世帯が同居するために行われる住宅の建替えにおいて、親世帯の居住に要する床面積を20㎡以上確保した場合に、上限を200万円とする加算助成支援を新たに実施する。
- ・ 併せて、不燃化特区内の老朽建築物の除却工事等に伴って生じるアスベスト除去のための費用のうち、その費用が延床面積26,000円/㎡の上限額を超える場合には、延床面積33,000円/㎡を上限に加算する助成支援についても実施する。

(2) 整備地域不燃化集中促進事業の導入

- ・ 不燃化特区区域外において、局所的に存在している延焼の危険性が高い区域に対して、整備地域不燃化集中促進事業を導入し、老朽建築物の除却費用に係る延床面積26,000円/㎡を上限とする助成に加えて、不燃化建築物への建替え費用に係る建築設計費及び工事監理費の一部助成を行う。
- ・ 併せて、不燃化特区と同様、司法書士、建築士、土地家屋調査士による専門家派遣支援事業を創設し、建替えや除却等に関して悩みを抱える老朽建築物の所有者に対し、課題解決に向けて必要な提案や助言等を行う。

(3) 耐震化推進事業等の充実

① 木造建物耐震化推進事業

- ・ 高齢者世帯（70歳以上の者を含む世帯）に向け実施している補助額の加算措置を、障がい者や要介護・要支援認定者を含む世帯にも適用することで、災害時要配慮者の費用負担を軽減する。
(例：耐震改修180万円→360万円)

② 緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業

- ・ 特定緊急輸送道路における耐震補強工事の場合、現行の補助率2分の1程度であったものを10分の9へ引き上げたほか、一般緊急輸送道路においても、現行の補助率3分の2かつ上限1,000万円であったものを6分の5に引き上げるとともに、上限を撤廃し、新たに除却工事を対象に追加し、支援の充実を図る。
- ・ 個別訪問等により、建物所有者に対し、耐震化の必要性の啓発と、拡充した補助制度を積極的に周知するなど、働きかけを強化する。

(4) 空き家対策事業の推進

- ・ 危険な老朽空家等の発生を未然に防止するためには、区内に所在する空家等の所有者等だけでなく、空家等となることが予測される使用中の建築物の所有者等が抱える様々な問題を解決するため、新たに専門家派遣支援事業を創設し、司法書士や行政書士等の専門家の派遣により、相談に対する情報の提供や助言等の支援を行い、所有者等による空家等の適切な管理の促進を図る。

内 容
(続 き)

<p>内 容 (続 き)</p>	<p>(5) マンション防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都マンション管理士会への委託により、区の支援制度の周知から、制度を活用するための管理組合内の合意形成、実際の制度利用までについて、プッシュ型の伴走支援を行う。 ・ 管理組合の取組を支援するコンサルタント派遣制度の1管理組合につき6回とは別に、新たに「防災枠」に関する相談枠を設け、1管理組合につき年度3回までの利用を可能とし、マニュアル策定や訓練、備えるべき資器材・工事等について、気軽に相談できる体制を整備する。 ・ マンション管理士が防災士の資格を取得するための費用を助成し、マンションの「管理」と「防災」の資格を有する専門家を養成することにより、ソフト・ハード両面の相談ができる体制を整備する。 <p>(6) 無電柱化の推進</p> <p>① 国庫補助や都のチャレンジ支援事業等の補助事業の活用を図り、無電柱化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川遊園通り <ul style="list-style-type: none"> 基本及び詳細設計 令和元～4年度 無電柱化工事 令和5～7年度 道路整備工事 令和8年度 工事完了(予定) ・ 宮前公園第三期周辺道路 <ul style="list-style-type: none"> 建替え予定の区施設等に地上機器の設置場所が確保できた段階で、エリア全体としての無電柱化工事の検討を行う。 <p>② 「宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」(都条例)に基づき、民間事業者による宅地開発に伴い造成される私道内への電柱の設置を禁止するため、区が窓口となり無電柱化の実施を促す。</p>			
<p>今 後 の 予 定</p>	<p>4月10日 建設環境委員会</p>			
<p>議会等報告</p>	<p>開示予定日</p>	<p>区報</p>	<p>HP</p>	<p>記者会見</p>
<p>4月10日 建設環境委員会</p>	<p>4月10日 委員会報告後</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

庁議説明資料	
8.3.25	区民生活部税務課

荒川区特別区税条例の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由				
地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、規定を整備するため				
2 内容				
<p>(1) 軽自動車税の環境性能割の廃止 軽自動車税環境性能割を廃止する。 ※環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする</p> <p>(2) その他 地方税法の改正等に合わせて、規定を改正・整備する。</p>				
3 施行期日				
公布の日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
4月3日 福祉・区民生活 委員会	議決後	4月11日号	4月11日	—

エアコン設置緊急支援事業の実施について

内 容

1 事業の目的

被保護世帯及び低所得世帯に対し、自宅に家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）の導入及び故障エアコンの買換えを支援するため、都の補助金を活用して購入費用を助成することで、今夏も予想される熱中症による健康被害の防止を図る。

2 被保護世帯向け事業の概要

- (1) 補助対象世帯：荒川区の被保護世帯（中国在留邦人等世帯を含む）
- (2) 対象経費：令和8年度に購入したエアコン本体購入費及び設置工事費等
- (3) 補助上限額：東京ゼロエミポイント事業との併用可
エアコン本体購入費 計7万3千円／1世帯当たり
設置工事費等 計2万7千円／1世帯当たり
- (4) 補助基準額：10万円／1世帯当たり
- (5) 補助要件（以下の①・②の要件を満たすこと）
 - ①居住する住宅に1台もエアコンが無い又は故障して使用できない世帯
 - ②生活保護の一時扶助費の支給対象外の世帯
- (6) 周知方法
令和8年4月、被保護世帯向けに本事業の周知とともに、訪問面接時にケースワーカーから個別に働きかけを行う。
- (7) 想定経費：1,500万円（都の補助率10／10）
（10万円（補助上限額）×150件（想定件数））
執行対応の上、都の補助金を活用予定

3 低所得世帯向け事業の概要

- (1) 補助対象世帯（以下の①～③の要件を全て満たす世帯）
 - ①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、児童扶養手当受給世帯
 - ②令和8年1月1日現在、日本国内に住民票があること。
 - ③エアコン購入日時点で、荒川区内に申請者の住民票及び居所があること
- (2) 対象経費：エアコン本体購入費及び設置工事費等
- (3) 補助上限額：エアコン本体購入費 計7万3千円／1住所地当たり
設置工事費等 計2万7千円／1住所地当たり
- (4) 補助基準額：10万円／1住所地当たり
- (5) 補助要件（以下の①～⑤の要件を全て満たすこと）
 - ①居住する住宅に1台もエアコンが無い又は故障して使用できない世帯
 - ②事業開始日以降に購入したエアコンで、居住している住居に設置すること
 - ③ゼロエミポイントの対象機種（多段階評価★★2つ以上）であること
 - ④購入店舗は、荒川区内のゼロエミポイント取扱店舗に限ること
 - ⑤設置の際に、当該事業の助成にかかる要件について購入店舗による確認を受け、申請の段階で、設置が完了していること
- (6) 周知方法
区報、ホームページのほか、区施設等へのポスター等の掲示を用いて、事業開始の周知を行う。
また、環境課において実施している「エコ助成」事業における周知媒体にも合わせて情報を掲載する等、区民にとってわかりやすい広報に努める。

	<p>(7) 想定経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 10,000万円(都の補助率3/4) (10万円(補助上限額)×1,000件(想定件数)) ・事務費 1,518万4千円(都の補助率・上限基準額の3/4) ・事業費は補正予算、事務費は執行対応の上、都の補助金を活用予定 			
今後の予定	<p>【被保護世帯】 4月 8日以降 受付開始</p> <p>【低所得世帯】 4月30日 令和7年度区議会閉会会議(補正予算案上程) 5月 7日以降 受付開始</p>			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
4月8日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	5月21日	5月21日	—



DX推進に向けた取組について

令和8年3月25日

総務企画課・デジタル推進課

目次



1. 区長からのメッセージ
2. 行政手続のオンライン化——現場が抱える課題と解決策
3. 書かない窓口システム運用開始
4. 窓口体験調査成果報告会の共有
5. DX推進に向けた取組について
6. デジタル推進専門員の活用
7. 標準化対象システムの移行状況

区長メッセージ

前にもお伝えしたとおり、DXは私たち全員の使命です。DXで「使いやすく、わかりやすく、速い」行政を実現し、区民に最も頼られる区役所をつくりましょう。

今年度特に印象に残った取組は、次のとおりです。

- 生成AIの本格導入、モバイルPC導入で業務支援・効率化を強化
- 若手・中堅職員主導の相談会・窓口体験調査でボトムアップの改善を促進
- オンライン手続拡充等による「来ない」「書かない」窓口の実現による利便性の向上

また、今後、皆さんに期待することは次の三点です。

- 区民にとって最も便利で信頼される行政サービスをめざし、DXを「爆速」で推進する。
- DXは単なる機器導入ではなく、働き方とサービスの根本改革であることを常に意識する。
- 学び続け、互いに支え合って行動する。苦手な人への支援を忘れず、全員で変化を実現する。

**一人ひとりの行動と学びが、区役所の未来をつくります。変化を恐れず、共に前へ進みましょう。
区長として、皆さんの挑戦を全力で後押しします！！！！**

行政手続のオンライン化——現場が抱える課題と解決策



ヒアリング概要

令和7年11月の行政手続オンライン化の棚卸調査をもとに、「オンライン化可能」と回答した部署に対して、直近の対応状況、オンライン化に向けた課題をヒアリングした。(対象期間:令和7年12月～令和8年2月)

ヒアリング対象部署数:23課46係

現場での課題と対応策

課題(現場の意見)	対応策
<ul style="list-style-type: none">● 申請業務・運用フロー設計の整理<ul style="list-style-type: none">・申請手続上の対面でのヒアリングが必須で運用上困難・申請件数が少なく、オンライン化優先度が低い・オンライン申請受理後のフロー設計が未整備・複数の部署がかかわる手続で調整が困難	<ul style="list-style-type: none">● ハンズオン形式の個別説明会【外部委託】<ul style="list-style-type: none">・各部署に対して、LoGoフォームのハンズオン形式の個別説明会を実施・個別説明会では、オンライン化に向けた課題収集、LoGoフォームの機能説明に加えて、具体的な手続をハンズオン形式で実際にフォームを作成しながら解説・申請受理後の業務フローについて、RPAの活用等の業務改善含めて設計
<ul style="list-style-type: none">● 現場に寄り添った個別支援<ul style="list-style-type: none">・各部署ごとに業務実態が異なり、現場に寄り添った支援が必要・集合研修では、個別の事情を考慮できないため、マンツーマンで対応が必要	
<ul style="list-style-type: none">● リソース不足・スキルの課題<ul style="list-style-type: none">・申請フォーム作成・運用フローの検討時間がない・申請フォームの作成に必要なスキルを持つ担当者がいない	<ul style="list-style-type: none">● フォーム作成支援【外部委託】<ul style="list-style-type: none">・各部署でオンライン化未対応の手続について、LoGoフォームを活用した申請フォームを作成代行・現行の申請書類を基に担当課と協議を行うことで、職員も申請者も使いやすい申請フォームの作成が可能
<ul style="list-style-type: none">● 情報共有・横展開<ul style="list-style-type: none">・他部署の事例を共有し、横展開を進めてほしい	<ul style="list-style-type: none">● 庁内広報誌・相談会【DX推進部門】<ul style="list-style-type: none">・各部署で参考になる取組、業務改善などを庁内広報紙で共有・気軽に相談、他部署の事例を共有するための相談会を実施

オンライン化を爆速で進めるためには、**全員が主体的かつ積極的に取組むこと**がなによりも重要です。
令和8年度末までに**500手続以上**のオンライン化の実現がマストです。

窓口体験調査の成果報告会



実施概要

実施日時: 令和8年2月4日(火)
参加者 : 区長、総務企画部長、区民生活部長、福祉部長、子ども家庭部長
各窓口所管課長・係長、窓口改善PT職員

報告会の主な内容

- ・調査結果(受付時間の数値化、移動・記載・待機時間の内訳)
- ・調査を踏まえた「よかった点」「課題点」「解決策」の洗い出し
- ・今後の取組(受付案内地図の作成、書かない窓口の推進、掲示物と通路整理、窓口開庁時間の見直し等)

今後の方針

- ・窓口体験調査の継続実施
住民視点での課題発見と継続的改善のため、来年度以降も本調査を実施し、サービス向上を図ります。
- ・全庁横断型の取組の推進
窓口改善PT活動を継続し、各部署の課題解決と好事例の全庁展開を通じ、区全体の窓口サービス向上を目指します。

成果報告会の様子



通路整理(子育て支援課執務室前)

変更前



変更後



書かない窓口システムの運用開始



導入目的、設置状況

導入目的: 住民サービス向上(主に外国人・高齢者)、業務効率化

設置窓口: 戸籍住民課、税務課、国保年金課、子育て支援課、
介護保険課、障害者福祉課、各区民事務所

運用開始日: 令和8年2月2日

システム概要: マイナンバーカードや運転免許証をカードリーダーで読み取り、4情報(氏名・生年月日・住所・性別)の基本情報を申請書に自動印刷できるシステムです。

導入後1か月の経過

・職員対応の窓口においては活用実績があり、約1~2分程度の手続時間の削減実績や、窓口業務の負荷軽減等、好意的な意見あり。

活用推進に向けた具体的施策

- ・今年度末までに多言語対応を予定。
- ・システム改善や活用促進に向けた定期的な意見交換(窓口改善PT等)
- ・設置窓口の見直し等
- ・他自治体の活用事例の研究
- ・区民に向けた周知活動(ポップの掲示、PR動画の作成等)
- ・利用満足度アンケートの実施

運用イメージ

作成したい申請書を選択後、本人確認書類を読み取ります。



フリガナ・電話番号等の情報を入力します。



氏名・住所等が自動転記された申請書が印刷されます。



必要に応じて手書き部分を追記し窓口へ提出します。



課	対象手続(申請書ごと)	区民事務所対象
戸籍住民課	1 戸籍に関する証明書等の請求書	●
	2 他の市区町村の戸籍証明書の請求書(広域交付)	●
	3 住民票の写し等交付申請書	●
	4 印鑑登録申請書	●
	5 印鑑登録証明書交付申請書	●
税務課	6 特別区民税・都民税・森林環境税 証明交付申請書	●
	7 軽自動車税(種別割)納税証明交付申請書	●
国保年金課	8 国民健康保険被保険者適用開始・適用終了届	●
	9 国民年金被保険者関係届書	●
	10 口座振替依頼書	●
介護保険課	11 国民健康保険資格確認書・資格情報通知書受領書	●
	12 介護保険関係通知書等転送(登録・変更・解除)願	●
障害者福祉課	13 障害者(児)日常生活用具給付申請書	●
子育て支援課	14 児童手当 認定請求書	●
	15 乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請書	●
	16 児童育成手当認定請求書(育成・障害)	●
	17 児童扶養手当認定請求書	●
	18 相談記録表	●
	19 公的年金調書	●

DX推進に向けた取組について



、令和7年度取組実績・成果

- **行政サービスのデジタル化**
書かない窓口システムの本格導入、行政手続きのオンライン化の拡充に向けた棚卸調査及びヒアリングによる課題の洗い出し
- **行政事務のデジタル化**
庁内LANの無線化拡充、モバイルパソコン全庁配備、会議室等に大型ディスプレイ設置、生成AIシステム
- **地域社会のデジタル化**
高齢者向けスマホ購入費助成、町会・自治会におけるデジタル化支援、高齢者・障害者等へのスマホ教室
- **デジタル人材の確保・育成**
資格取得助成、なんでも相談会、生成AIハンズオン研修の実施、CISO補佐の設置準備

➡ **区民向けのDX推進・職員の生産性向上・働き方変革へ向けた土台づくり**

今後の取組・方向性

- **区民の利便性向上**
行政手続きのオンライン化500手続以上へ拡大、LINEを活用したプッシュ通知や問い合わせ機能の拡充、利用者との双方向のやりとりが可能となるプラットフォームを整備し、区民が真にデジタルのメリットを享受できる仕組みを構築
- **職員の潜在的ニーズの収集と支援**
なんでも相談会の継続実施、DX推進部門による職員の潜在的なニーズの収集及びそれらに対する支援により、全ての職員がDX推進に向けたパフォーマンスを十分に発揮できる環境を整備
- **働きやすさと効率を両立する執務環境の整備**
新庁舎建替えを踏まえて、働き方改革の検証を実施(モバイルPCの活用、フリーアドレスなど効率的な業務遂行等)
パソコンのみで業務完結、文書キャビネット削減による執務スペース確保、文書検索の効率化により、働きやすさと効率化を実現

➡ **行政サービス拡充と職員のDX推進に向けた意識醸成のさらなる加速へ！！**

デジタル推進専門員の活用



デジタル推進専門員とは

令和6年9月からデジタル推進課が雇用している会計年度任用職員で、ExcelやAccessによる処理の自動化に関するスキルを持った職員。(一財)GovTech東京の事業である「人材パートナーズ事業」を活用して雇用したデジタル人材。

業務内容

ExcelやAccessを利用したシステム外の処理業務の効率化、見直し、透明化。

所管課が抱える問題	対応内容
マクロの仕組みが分からず制度改正等に対応できない	・業務内容のヒアリング ・既存マクロの修正、または新たなマクロの作成 ・効率的な業務処理方法の提案
作成当時から制度が変わっているが、マクロを修正できず、一部手作業が必要等非効率な運用になっている	
今は運用できているが、不具合や突発的な修正が発生した場合、修正できる職員がいない	・マクロの仕組みを記載した仕様書を作成し、知識のある職員または事業者によるメンテナンスを可能に



デジタル推進専門員
鶴岡 敦氏

実績と効果

所属名	業務名	実施内容	削減効果
障害者福祉課	障害福祉サービス給付費請求審査業務	計算方法を簡素化、データ管理方法を最適化することで業務を効率化	約200時間/年
	グループホーム都加算請求審査業務	目視箇所を減らすことで業務を効率化、正確性を向上	約 78時間/年
	補装具費支給業務	複雑なマクロを見直し、データ管理方法を効率化	実施中
戸籍住民課	支援措置通知業務	複雑なマクロを見直し、現行業務に合わせることで業務を効率化	実施中

今後の展開

令和8年度も雇用予定。同様の問題を抱えている所管課は改善できる可能性があるため、デジタル推進課までご連絡ください。(週1日勤務かつ現在実施中の業務があるため、余裕をもってご相談ください)

標準化対象システムの移行状況



(令和8年3月25日時点)

システム種別	契約課	現行ベンダー	標準化対応ベンダー	移行予定時期
住民記録システム	デジタル推進課	日本電子計算	日本電子計算	R8.1 完了
印鑑登録システム	デジタル推進課	日本電子計算	日本電子計算	R8.1 完了
税務システム	税務課	日本電子計算	日本電子計算	R8.1 完了
年金システム	デジタル推進課	日本電子計算	日本電子計算	R8.1 完了
国民健康保険システム	国保年金課	GCC	GCC	R8.1 完了
後期高齢者医療システム	国保年金課	GCC	GCC	R8.1 完了
母子保健システム	健康推進課	両備システムズ	両備システムズ	R8.1 完了
選挙システム	デジタル推進課	日本電子計算	ムサシ	R8.1 完了
期日前投票システム	選管事務局	ムサシ	ムサシ	R8.1 完了
戸籍システム	戸籍住民課	富士フイルム	富士フイルム	R8.2 完了
障害者福祉システム	障害福祉課	富士通Japan	富士通Japan	R8.3 完了
介護保険システム	介護保険課	富士通Japan	富士通Japan	R8.3 完了
生活保護システム	生活福祉課	アイネス	アイネス	R9.1(※)
がん検診システム	保健予防課	日本コンピューター	日本コンピューター	R9.3(※)
予防接種システム	健康推進課	日本コンピューター	日本コンピューター	R9.3(※)
手当・医療費助成システム	デジタル推進課	アイネス	アイネス	R9.11(※)
保育管理システム	デジタル推進課	富士通Japan	富士通Japan	R10.3(※)
税滞納整理支援システム	デジタル推進課	北日本コンピューターサービス	変更	未定(※)
学齢簿・就学援助システム	デジタル推進課	富士通Japan	変更	未定(※)

(※) 特定移行支援システムとして対応

